

# 未熟児養育医療給付のご案内

町田市保健所  
保健予防課

## ① 制度の概要

未熟児が指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、出生時から退院するまでの間、医療費等の自己負担分を公費で負担する制度です。

## ② 給付の対象

次の（１）又は（２）に該当する未熟児

（１）出生時体重が2,000グラム以下の方

（２）生活力が特に薄弱で、次のいずれかの症状がある方

ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常）

イ 体温が摂氏34度以下

ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下など）

エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続など）

オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合など）



## ③ 助成内容

入院中の医療費（健康保険適用）の自己負担分及び入院中の食事代（ミルク代）の自己負担分が対象となります。

※保険適用外の医療費（個室料・おむつ代等）は、助成の対象とはなりません。

※退院後の再入院の場合、養育医療の対象とはなりません。

### ④ 費用の徴収について

原則として、世帯の住民税の課税状況に応じて、医療費（健康保険適用）の自己負担額の一部を負担していただきます。しかし、町田市ではその分について乳幼児医療費助成制度（マル乳医療証）により助成しますので、自己負担（徴収金）は発生しません。

※申請者等の税額を公簿にて確認させていただきます。あらかじめご了承ください。

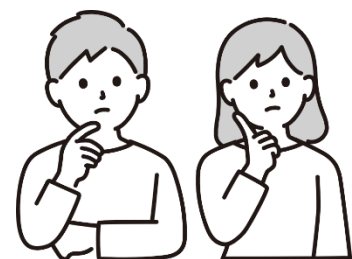
## ⑤ 医療券の有効期間

養育医療意見書に記載されている診療予定期間に基づき、養育医療券の有効期間を決定します（最長で満1歳の誕生日の前日まで）。

## ⑥ 医療機関

指定養育医療機関での入院に限ります。

※指定医療機関に該当するかどうかは、保健予防課にお問い合わせください。



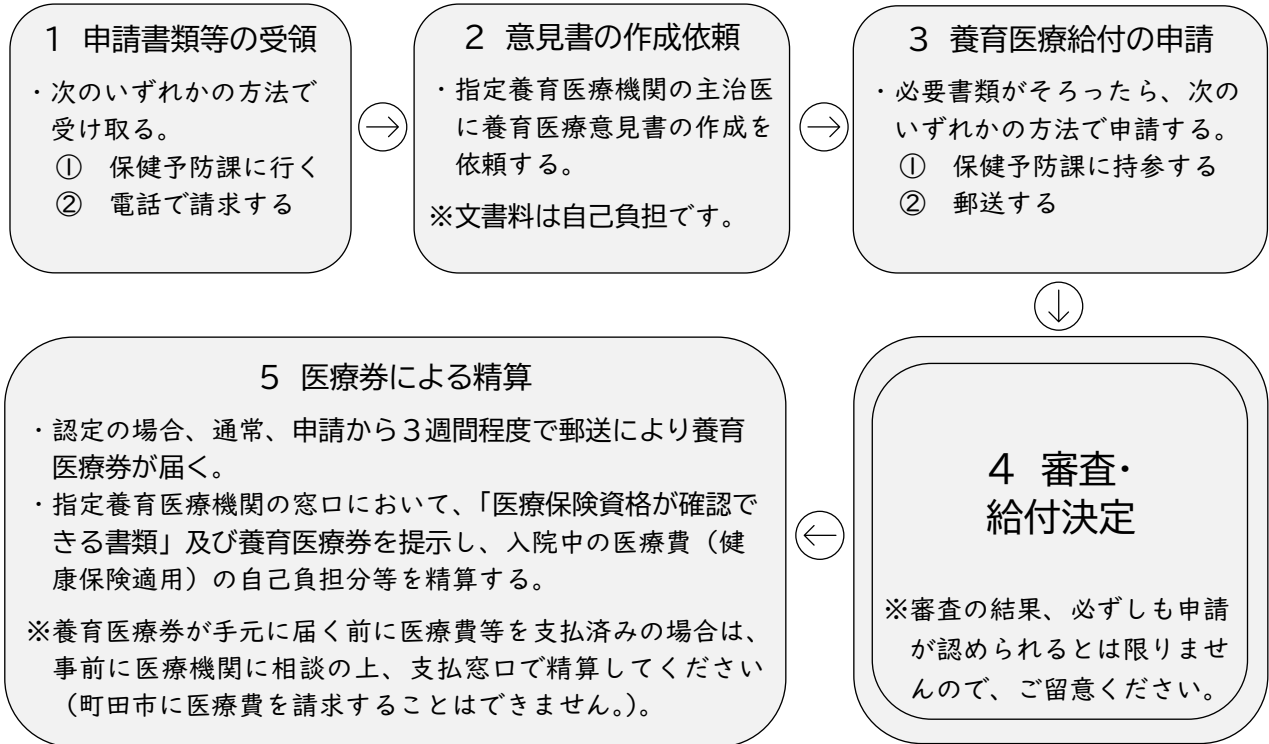
## 必要書類

| 必要な書類  | 備考  |
|--|---|
| □1 養育医療給付申請書   | 保護者の方が記入してください。   |
| □2 養育医療意見書   | 指定養育医療機関の主治医に記入・押印してもらってください。<br>※文書料は保護者の負担になります。また、必要に応じて医療機関に意見書の記入内容等を問い合わせる場合があります。  |
| □3 養育医療世帯調書  | 保護者の方が記入してください。   |
| □4 乳幼児医療費助成の受給等に係る情報提供書兼委任状  | 保護者の方が記入・押印してください。<br>※乳幼児医療費助成（マル乳医療証）の手続きも忘れずに！   |
| □5 アンケート   | 保護者の方が記入してください。<br>※窓口で提出される場合は、保健師や看護師等専門職の職員がお話をさせていただきます。  |
| □6 個人番号（マイナンバー）確認書類<br><br>【保健予防課で申請する場合】<br>→提示のみ<br><br>【郵送で申請する場合】<br>→コピーを提出 | <対象となる方><br>①受診者本人<br>②申請者<br>③世帯調書に個人番号を記載した方全員<br>※③については、世帯調書の注意事項をご確認ください。<br><br><確認書類> ※次のいずれか1点<br>ア 個人番号カード<br>イ 個人番号通知書<br>ウ 個人番号が記載された住民票の写し<br>エ 個人番号通知カード（※現時点の住所・氏名等が反映されているものに限る。）<br>※受診者本人が出生直後で個人番号通知書が届いていない場合は、提示を省略することができます。 |
| □7 申請者の本人確認書類<br><br>【保健予防課で申請する場合】<br>→提示のみ<br><br>【郵送で申請する場合】<br>→コピーを提出       | ◇1点で確認できるもの（顔写真付き）<br>個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カードなど<br><br>◇2点で確認できるもの<br>被保険者資格が確認できる書類(注1)、社員証、学生証、年金手帳など<br><br>(注1) 被保険者資格が確認できる書類…有効期限内の旧保険証（経過措置：2025年12月1日まで）、資格確認証、資格情報のお知らせ  |

### ⚠️ 注意事項

- ・お子様が多胎児であり、養育医療の給付を複数人分同時に申請する場合、上記必要書類のうち1～5については、人数分の提出が必要となります。書類を請求される際、担当者にお申し出ください。
- ・生活保護等を受給されている方は、上記必要書類のほかに、受給に係る証明書をご提出いただけます。事前に保健予防課にお問い合わせください。
- ・代理人の方（住民票上、同一世帯ではない方）が申請する場合、事前に保健予防課にご相談ください。

## ① 医療券交付の流れ



## ② 医療券交付後の手続き（該当者のみ）

次表の事項に該当する場合は改めて手続きが必要です。事前に担当にご連絡ください。

| 事項                | 必要な書類  | 備考  |
|-------------------|--|---|
| 転院する場合            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育医療給付申請書</li> <li>・追加意見書</li> <li>・養育医療意見書</li> </ul>                           | 追加意見書：転院前の医療機関に、転院の事由を記入してもらってください。<br>養育医療意見書：転院先の医療機関に、入院の事由を記入してもらってください。          |
| 被保険者資格情報が変わった場合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届</li> <li>・発行済みの養育医療券</li> <li>・新しい被保険者資格が確認できる書類</li> </ul>                  | ※申請の際に養育医療券を使用中の場合は、提出を省略することができます。   |
| 住所・氏名等が変わった場合     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届</li> <li>・発行済みの養育医療券</li> </ul>  | ※申請の際に養育医療券を使用中の場合は、提出を省略することができます。   |
| 医療券を紛失した場合        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療券再発行申請書</li> </ul>   |   |
| 医療券の有効期間の延長が必要な場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育医療継続申請書</li> <li>・養育医療継続意見書</li> <li>・養育医療世帯調書</li> <li>・発行済みの養育医療券</li> </ul> | ※継続申請により有効期間の延長を行った場合も、有効期間は最長で満1歳の誕生日の前日までです。<br>※申請の際に養育医療券を使用中の場合は、提出を省略することができます。 |



### 問い合わせ・送付先

〒194-8520  
 町田市森野2丁目22番2号  
 町田市保健所 保健予防課 保健予防係  
 電話 042-725-5422  
 （町田市庁舎 7階 704窓口）